

新たな労使関係構築検討会議運営規則

(会議の運営)

第1条 新たな労使関係構築検討会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(審議の内容等の公表)

第2条 農林水産省大臣官房秘書課長（以下「秘書課長」という。）は、会議における審議の内容等を会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により公表する。

(議事要旨)

第3条 秘書課長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第4条 秘書課長は、当該会議の議事録を作成し、一定期間を経過した後、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録の公表が重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、秘書課長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(幹事会)

第5条 会議の下に幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 秘書課長は、事案により関係者を幹事会に参画させることができる。

3 幹事会の議事の手続その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会議に関する規定を準用することとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、秘書課長が定める。